

国民生活審議会総合企画部会における審議経過

1. これまでの審議経過

平成 19 年 11 月 26 日 第一回総合企画部会

「国民生活審議会総合企画部会の今後の運営について（案）」（別紙参照）に沿って、「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）及び社会的責任の取組促進に向けた検討について審議を行うことを決定。特に後者については、平成20年度開催を目標に、円卓会議のあり方について具体的な検討を行うこととした。

平成 19 年 12 月 27 日 第二回総合企画部会

松本委員長より、安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会中間報告書の概要について説明。

意見交換後、部会長の提案により、円卓会議と生活安心プロジェクトとの具体的な関係については今後更に議論を深めていくこと、円卓会議の具体的なあり方については、中間報告書の方向性を基本としながら、ステークホルダーを中心に議論を深めていく体制を、生活安心プロジェクトの取りまとめ後に構築すること、さらに、内閣府は、円卓会議に関する広範な層からの関心を喚起するとともに、関係団体の意見を十分に聴取し、部会にて状況を報告することとされた。

2. 今後の審議予定

平成 20 年 3 月 11 日 第六回総合企画部会

議題：各ステークホルダー・グループへの周知状況等について

社会的責任の取組促進に向けた円卓会議（仮称）のあり方について

3. これまでの主な意見

円卓会議のあり方等について

- ・ 社会的課題別の検討項目として、国民運動としての低炭素社会への取組を取り上げてはどうか。

- ・ CSR を市場が評価するような環境整備が必要。中でも、各国のように、公的年金の運用に際して社会的責任の面から投資先を評価することが必要。
- ・ 円卓会議の成果について参加者の責任意識を確保するための工夫が必要。
- ・ 国民のニーズやステークホルダーの判断基準の変化は早く、法律や規制は後追いになりがち。円卓会議には、そうした変化をいち早く企業や行政に流していく役割が期待される。
- ・ 現状では中小企業が CSR に取り組んでも評価に繋がらない。中小企業の取組が積極的に評価されるような仕組みが必要。
- ・ 様々な社会的課題の解決に向け、市場メカニズムを通じて企業の行動変容を促すための基盤を作ることが必要。円卓会議は、そうした基盤整備のための合意形成の場として重要。
- ・ 日本では Social Investor や Social Consumer が育っていないことが問題。円卓会議は、CSR を促進するための年金制度や税制、公共調達基準の整備といった基盤整備とともに、消費者や投資家の意識改革に焦点を当てるべき。
- ・ 円卓会議では、安心・安全といった直近の課題だけでなく、環境問題を含む中長期的な課題にも取り組むべき。
- ・ 地域の零細企業や個人事業主など小さな組織でも取り組めるような、社会的責任の認証の仕組みが必要。また、円卓会議の構成員として、自治体の代表も検討するべき。
- ・ 円卓会議では、直近1～2年は安全・安心を扱うにしても、長期的なテーマはより包括的でよい。
- ・ 国民的な議論の共通の出発点として、社会的責任の定義について当部会でも議論を行うべき。様々な法律や制度、社会通念や倫理を含め、国民一人ひとりを大切にするための社会のルールを守ることが社会的責任の本質。
- ・ 株主利益を第一に企業経営をし、それとは別に社会的責任にも取り組むという風潮は間違い。国民生活に必要な財やサービスを提供するという、企業の本来のミッションを着実に実現することが社会的責任。

「生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」について（社会的責任関連部分）

- ・ 安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、行政だけでは解決できない課題をステークホルダーが共に取り組むための仕組みとして、社会的責任や円卓会議の問題を、生活安心プロジェクトの中でも行政のあり方の総点検の視点として位置づけるべき。
- ・ 総論部分を行政だけに絞って良いのか。消費者、地域の人たち、地方自治体、企業などいろいろな主体が果たすべき役割が大きく変わってきている中で、今回は特に行政に焦点を当て、その後それ以外について議論していくというような書き方がよいのではない

か。

- ・ 消費者・生活者が主役というのは、政策を消費者・生活者の視点で行うというだけでなく、消費者・生活者自ら主体的に取り組んで問題解決するという視点も必要。同時に、事業者の主体的な取組も必要。消費者団体代表だけではなく一般市民も含めて議論するという仕組みについては、すでに、この部会でも社会的責任の円卓会議に関して検討し始めているところであり、言及する必要がある。
- ・ 民間企業は社会の公器として社会的責任を果たしていかなければいけないとあるが、民間企業は社会の変容に伴い、持続的発展のために柔軟に対処してきている。役割が問われているのはむしろ官であり、マルチステークホルダー社会において、企業のあり方が変わってきている中で、唯一その中に溶け込んでいないのが行政ではないか。社会システムの変化に応じた国民的な協議機関の設置については、本部会でもマルチステークホルダー・フォーラムということで話し合っているところであり、そのことについて書き加えるべき。
- ・ 企業の使命は、事業を通じて世の中の役に立つことであり、消費者視点に立つこと当たり前のことである。社会的責任を果たすということは、本来の企業使命を粛々と果たしていくこと以外の何ものではないのではないか。
- ・ 企業は本来の使命を粛々と果たしていればそれでいいという主張には賛成できない。持続可能な社会を構築していくに当たっては、地球温暖化問題への対応など、民間企業も本来の事業だけでなく、それに付随して考慮すべきことが増えている。様々な課題に対して、行政も、民間企業も、その他の主体も関心を持って取り組む必要があるといったポジティブな表現にすると誤解が減るのではないか。
- ・ 全体的にもっとポジティブに書くべきではないか。例えば、社会的責任円卓会議のように、政策形成過程に現場の課題に関わる人が参加していくということを議論していることを具体的に書く必要があるのではないか。
- ・ 消費者・生活者と事業者を対立したものとして捉える見方がまだ文章に残っているが、消費者・生活者と事業者は、本来イコールで連関しているもの。むしろ、消費者と企業をイコールパートナーとしてうまくつなげることについて、官の支援が不足しているために様々な問題が発生するのではないか。生活者と企業と官をうまくリンクさせるという考えが根本に必要。どちら側が優先とか、消費者・生活者に大きく発想を転換するとかではなく、新しい社会に取り組むということが打ち出される必要があるのではないか。
- ・ 消費者・生活者を主役とするということは、単に消費者・生活者を守るだけでなく、自ら政策を形成することを主導したり、企業や行政をチェックしたりする主体になることである。一方で、消費者・生活者が主役といっても、現実には 個人個人が主役になることは難しく、むしろ消費者団体や NPO といった社会と個人をつなぐ中間組織のエンパワーメントや、こうした中間組織と官あるいは企業とのパートナーシップを強調することが必要ではないか。具体的には、行政情報や企業情報のより一層の開示や、人材の育成という観点での行政や企業との人材交流、消費者問題に関する研究基金の創設、NPO 税制の拡充といったような市民社会の基盤構築について書き込む必要があるのでは

はないか。

- ・ 企業や事業者団体についての記述がある一方で、消費者・生活者がどのように動けるのかという観点が弱いのではないか。企業の CSR だけでなく、消費者の CSR (Consumer Social Responsibility) の問題、すなわち消費者としてフェアな消費の仕方に変えていく必要があることや、ボイコットといったことを応援するといったことについて言及すべきではないか。

・ 国民生活審議会総合企画部会の今後の運営について（案）

1. 趣旨

（１）「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）について

現在の政府の仕事のやり方というものは、生産第一の視点から作られてきたため、国民生活の安全・安心の確保という視点が政策立案の中心に置かれてはいない。そのような中で、近年、耐震偽装問題、食品の不正表示など国民生活に大きな不安を感じさせる事件が数多く発生している。

これまでも、例えば、食品安全基本法や住生活基本法の制定など、生産側の視点に立った行政から、消費者や生活者の視点に立った行政に転換しようとする動きもみられるが、行政のあり方全体にわたる取組とはなっていない。

国民が日々、安心して暮らせるためには、国民生活に関係がある行政のあり方について、被害が防止され、国民に安全・安心をもたらすものとなるよう見直す、あるいは充実強化していくことが必要である。このため、法律、制度、事業などについて、それらが、消費者・生活者の視点から十分なものとなっているかといった観点から総点検に取り組み、わが国の行政のあり方を成熟社会に相応しいものに転換していかなければならない。

（２）社会的責任の取組促進に向けた検討について

国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について」（平成19年6月4日）において、「官から民へ」の取組における官の新たな役割の実現、事故情報の収集・活用、紛争処理・被害救済の充実、社会的責任の取組促進等の対策が提言され、これらの対策の具体化が必要である。

このうち、社会的責任の取組促進については、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」を開催すること、円卓会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法について更なる検討を進めることが必要である。

また、「長期戦略指針『イノベーション25』（平成19年6月1日閣議決定）」において、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」を開催することとされている。

2. 検討事項

(1) 「生活安心プロジェクト」(行政のあり方の総点検)

国民生活の基本である「食べる」「働く」「作る」「守る」「暮らす」の分野について、消費者・生活者の視点から十分なものになっているかという観点から、法律、制度、事業など幅広く行政のあり方の総点検を行う。

(2) 社会的責任の取組促進に向けた検討

「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」について、次年度からの開催を目標に、その目的や検討課題、形態、運営方法等についての具体的な検討を行う。

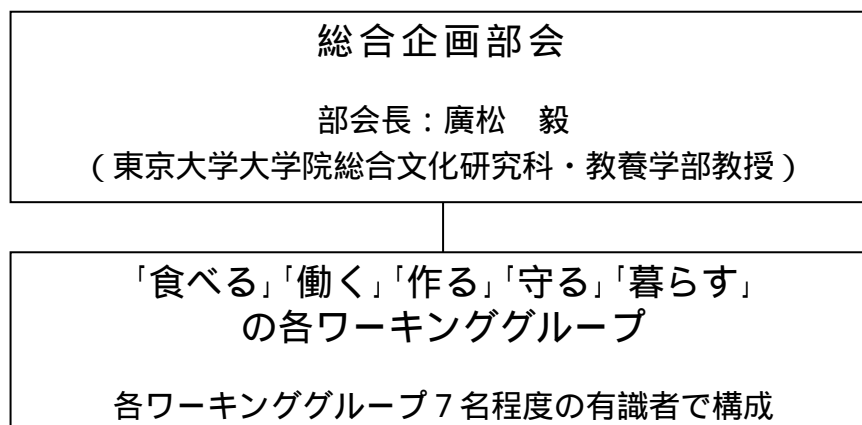
(3) その他国民生活に関する総合的な重要課題

3. 検討体制

(1) 総合企画部会は、消費者政策部会等の協力を得つつ、「生活安心プロジェクト」(行政のあり方の総点検)を行うとともに、社会的責任の取組促進に向けた検討を行う。

(2) 「生活安心プロジェクト」(行政のあり方の総点検)に関して、「食べる」「働く」「作る」「守る」「暮らす」の5分野の検討を行うため、総合企画部会に分野ごとのワーキンググループを設置する。なお、各ワーキンググループに属する委員は、総合企画部会長が指名する。

(3) ワーキンググループは、消費者・生活者の視点から十分なものになっているかという観点から、各分野に関連する法律、制度、事業など幅広く行政のあり方の総点検を行う。



4 . 検討スケジュール

平成 19 年 11 月	点検の視点、検討対象の検討、ワーキンググループの設置
平成 19 年 12 月	ワーキンググループのヒアリング結果中間報告、社会的責任の取組促進について審議
平成 20 年 1 月	ワーキンググループの検討結果報告、横断的論点の検討
平成 20 年 2 月	総点検の論点整理
平成 20 年 3 月目途	総点検の取りまとめ